配当公告

秋田県仙北市角館町雲然上町屋八〇番地一
破産者　株式会社斉藤組

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十四年（フ）第二十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二九七、七〇四、八七四円

一、配当することのできる金額
金四三、二七六、三六七円

平成二十五年六月十三日
秋田市山王六丁目八番四一号
破産管財人　虻川　高範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区北郷一条二丁目三番地、最後の住所札幌市豊平区平岸二条七丁目四番一七―四一二号
被相続人　亡　宮田　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
事務所札幌市中央区大通西一三丁目四　レジディア大通公園二階　黒川・吉田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　悟志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一条東一〇丁目一五番地八二、最後の住所北海道空知郡南幌町緑町五丁目一番一〇―七号
被相続人　亡　高木　慎一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
北海道札幌市中央区大通西一〇丁目四番地一四南大通ビル六階
相続財産管理人　弁護士　橋田　幸典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本野脇一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　畑山才五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
青森市長島二丁目一七番九号
相続財産管理人　司法書士　佐々木憲元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市大字李山六九〇〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　後藤　直思

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
山形県米沢市中央四丁目一番一〇号イマムラビル三階　米沢ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八木澤　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市都筑区富士見が丘一七番、最後の住所埼玉県草加市栄町一丁目八番一六―八〇六号
被相続人　亡　髙木　勝平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅水　尚伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区住吉二丁目一二番地二、最後の住所千葉県船橋市湊町二丁目八番一一―二〇四号
被相続人　亡　倉持　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮本　勇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市菅野三丁目二三五番地、最後の住所千葉県市川市菅野三丁目二二番一一号
被相続人　亡　中村　文一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
千葉県市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル三階　けやき総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳吉　完

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区祇園町南側五七〇番地の八、最後の住所京都市東山区祇園町南側五七〇番地の三一
被相続人　亡　奥　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地弘希ビル三階　弘希総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神子　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市曽我部町穴太車垣内五三番地三六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木村　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六五九番地　烏丸中央ビル八階　四条法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若宮　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市久手町波根西三九五番地一、最後の住所島根県大田市波根町一五六三番地二
被相続人　亡　三谷　明二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
島根県出雲市小山町二八三番地一ツインタワーブレス二階周藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　周藤　滋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市秋芳町嘉万二八七一番地、最後の住所山口県美祢市秋芳町嘉万二八七〇番地二
被相続人　亡　山本　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十三日
山口県山口市春日町二〇六番一藩庁門ビル二階
相続財産管理人　中山　修身

第29期決算公告

平成25年6月13日
福井県越前市北府二丁目1番5号
Shin-Etsu 株式会社信越マグネット
代表取締役社長　松本　福二

貸借対照表の要旨
（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	550,769
	固定資産	115,947
	資産合計	666,716
負債及び純資産の部	流動負債	333,104
	固定負債	132,025
	負債合計	201,587
	株主資本	10,000
	資本金	191,587
	利益剰余金	191,587
	その他利益剰余金	(6,019)
	（うち当期純利益）	
	純資産合計	666,716
	負債・純資産合計	666,716